

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

当日は、  
（休日は、  
翌日）

## 目 次

### ◇規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則（地方課）

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則（児童家庭課）

### ◇人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布された規則のあらまし

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一 次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。

（第三条、旧第四条関係）

1 市町村民税の所得割に係る基準税額

2 自動車取得税交付金の基準額

二 市町村たばこ税の基準税額の算定方法に係る規定を追加することとした。（新第四条関係）

三 次の基準税額の平成元年度における算定方法の特例に係る規定を削除することとした。（附則第三項、第五項関係）

1 市町村たばこ税の基準税額

2 旧電気税の基準税額

3 旧ガス税の基準税額

四 この規則は、公布の日から施行し、平成二年度分の普通交付税から適用することとした。

◇鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

一 境港通動寮の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

(一) 入所者の収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が一七、四三〇円（現行一六、九三〇円）を超える場合

一人月額 一七、四三〇円（現行一六、九三〇円）

(二) 入所者の収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が一七、四三〇円（現行一六、九三〇円）以下の場合

一人月額 収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額

二 この規則は、平成二年九月一日から施行することとした。

規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

鳥取県規則第四十一号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「75,196円」を「73,758円」とし「0.998500520」を「0.999069349」に改め、同条の算式の符号B中「1.022」を「1.044」に改め、同条の算式の符号C中「昭和62年度」を「昭和63年度」とし「0.615」を「0.585」と改め、

第四条の算式中「0.999870173」を「0.998497989」に改め、同条の算式の符号B中「 $\sqrt{\frac{a}{b} + 1.129} \times 0.877$ 」を「 $\sqrt{\frac{a}{b} + 1.131} \times 0.983$ 」

に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(市町村たばこ税の基準税額の算定方法)

第四条 市町村たばこ税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 1.4740\} \times 0.999390400$$

(A × B) に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 前々年度の3月1日から同年度の3月31日までの間の当該市町村の区域内における地方税法の一部を改正する法律(昭和63年法律第110号。以下「改正法」という。)による改正前の地方税法(昭和55年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「旧法による売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については改正法による改正前の地方税法第467条第3項の規定によつて換算した本数とし、当該旧法による売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この条において同じ。)と前年度の4月1日から同年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における地方税法第465条第1項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「新法による売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数

とし、当該新法による売渡し等に係る当該製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この条において同じ。)

の合計数

B 次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。)

$$\left( \sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right) \times \alpha$$

a 前記Aに同じ。

b 当該年度の前4年度(3月1日から前3年度の2月末日までの間)の当該市町村の区域内における旧法による売渡し等に係る製造たばこの本数

c 前々年度の3月1日から同年度の3月31日までの間の当該市町村の区域内における旧法による売渡し等に係る製造たばこの本数の鳥取県総数と前年度の4月1日から同年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における新法による売渡し等に係る製造たばこの本数の鳥取県総数の合計数

d 当該年度の前4年度(3月1日から前3年度の2月末日までの間)の当該市町村の区域内における旧法による売渡し等に係る製造たばこの本数の鳥取県総数

α 自治大臣から示された新法による売渡し等に係る製造たばこの本数の鳥取県についての乗率  
附則第三項から第五項までを参照。

別表第一の表を次のように改める。

課税標準額の段階	乗率
五万円以下のもの	七・八二九
五万円を超え十万円以下のもの	二・〇三九
十万円を超え二十万円以下のもの	一・五〇〇
二十万円を超え四十万円以下のもの	一・〇九七
四十万円を超え六十万円以下のもの	一・〇一四
六十万円を超え百二十万円以下のもの	一・〇〇四
百二十万円を超え二百万円以下のもの	一・〇〇二
二百万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二の表を次のように改める。

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一四	一・二三〇	東郷町	〇・九八五	〇・八一八
米子市	一・〇〇五	一・一四七	三朝町	〇・九九〇	〇・七二二
倉吉市	一・〇〇三	一・〇〇九	関金町	一・〇〇三	〇・六二五
境港市	〇・九九九	一・〇〇四	北条町	一・〇一四	〇・七二九
国府町	一・〇二一	〇・八二九	大栄町	一・〇四三	〇・九九四
岩美町	〇・九八四	〇・七八九	東伯町	〇・九九五	〇・八一六
福部村	一・〇三五	〇・六四七	赤碓町	〇・九九四	〇・八三七
郡家町	〇・九九五	〇・八一四	西伯町	〇・九九三	〇・七三五
船岡町	〇・九九七	〇・七八五	会見町	〇・九八二	〇・七八六
河原町	〇・九九六	〇・七五一	岸本町	一・〇一一	〇・七七七

八東町	〇・九九二	〇・七八〇	日吉津村	一・〇〇三	一・一一三
若桜町	〇・九八一	〇・七九一	淀江町	一・〇一三	〇・八〇五
用瀬町	〇・九八九	〇・八四四	大山町	〇・九八一	〇・七四〇
佐治村	一・〇〇〇	〇・五七七	名和町	一・〇〇九	〇・七七七
智頭町	〇・九八九	〇・七九七	中山町	〇・九七五	〇・八一
気高町	一・〇〇〇	〇・七三〇	日南町	〇・九八三	〇・六八四
鹿野町	〇・九九四	〇・六五九	日野町	〇・九六八	〇・八三四
青谷町	一・〇〇〇	〇・七二二	江府町	一・〇一八	〇・七二七
羽合町	一・〇〇二	〇・七四一	溝口町	〇・九九四	〇・七八八
泊村	一・〇〇八	〇・六九七			

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成二年度分の普通交付税から適用する。

鳥取県立境港通動察管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県立境港通動察管理規則の一部を改正する規則

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】

鳥取県立境港通動察管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「一六、九三〇円」を「一七、四三〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二年九月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「百万円」を「百十万円」に、「八万三千三百三十四円」を「九万千六百六十七円」に改める。

附則

この規則は、平成二年九月一日から施行する。